

市民協働課の行う協働事業

	ふなばし 夏のボランティア体験	市民公益活動 公募型支援事業	ふなばし 市民活動フェア
4月			
5月			
6月	・参加者募集		
7月	・マッチング会開催 ・ボランティア体験		
8月	↓		
9月	・体験証の発行	・事業説明会の開催 ・次年度実施事業の募集	・出展団体募集
10月		↓	↓
11月			
12月		審査	
1月		↓	↑
		・公開ヒアリング開催	・パネル展示開始
2月			↓
			・市民活動フェア開催 ・パネル展示終了
3月		・選考結果通知	

ふなばし夏のボランティア体験

夏休み期間中に、中・高・大学生・専門学校生が、市民活動団体や福祉施設等でボランティア体験を行う。



市民公益活動公募型支援事業

市民活動団体から提案のあった事業について、その内容を審査し、公益性や必要性があるとされた事業に、市が支援金を交付する。



ふなばし市民活動フェア

市民活動団体が日頃の活動をブースやパネル、パフォーマンス等で紹介するイベント。



船橋市市民活動サポートセンターのご案内

フェイスビル5階にある市民活動サポートセンターでは、市民活動に関する情報収集を行うことができるほか、利用登録団体となることで、軽印刷機等の設備が利用できます。

サポートセンターを利用することができる方

- ・船橋市内で市民公益活動を行う団体
- ・船橋市内でこれから市民活動を始めようとする団体
- ・市民活動に関する情報収集を行う方

利用登録をすることで利用できる設備等

- ・登録団体打合せスペース
- ・掲示板へのポスター等の掲示
- ・軽印刷機
- ・紙折り機・裁断機
- ・ロッカー
- ・レターケース 等



施設の利用方法や登録方法等の詳細は市ホームページをご覧ください



〒273-0005 船橋市本町 1-3-1 (フェイスビル 5F)
TEL:047-423-3483

ふなばし市民力発見サイト

船橋市内で活動する様々な市民力を持つ団体や個人に関する情報を収集・蓄積したインターネットサイトです。500を超える団体や個人が登録されており、プロフィールを確認することができるほか、イベント情報や活動内容等を知ることができます。



「市民参加と協働のまち船橋～市民力でまちづくりをすすめる基本指針～」は、市ホームページからダウンロードできます。



市民参加と協働のまち船橋

～市民力でまちづくりをすすめる基本指針～
(船橋市「市民協働の指針」改定版)
概要版

発行：船橋市市民生活部市民協働課
発行日：平成30年3月
〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
TEL:047-436-3201 FAX:047-436-2299
E-mail:shiminkyodo@city.funabashi.lg.jp

ふなばし 市民参加と 協働のまち 船橋

市民力でまちづくりをすすめる基本指針



上：ふなばしミュージックストリート
下：総合防災訓練

上：ふなばし健康まつり
下：ふなばし夏のボランティア体験



市民参加や協働について興味・関心がある方は、市民協働課までお問合せください。

市民一人ひとりが、まちづくりの主役です！

船橋市のまちづくりは、市民の方々の力～市民力～によって支えられてきました。

様々な力を持つ船橋市民一人ひとりの「市民参加と協働」により、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を目指しましょう。



①市民参加と協働

市民参加

一人ひとりが自分のまちのことを考え、自分のまちのために行動すること。

協働

多様な主体同士が、船橋をより魅力あるまちにするための共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力すること。

②協働のイメージ



③協働の基本原則

一般的に、協働には民間同士による協働（民民の協働）と、行政と民間が連携する協働（官民の協働）がありますが、そのどちらにも共通する基本的な原則があります。

対等な立場

役割分担の大小などがあっても、基本的な立場は対等であることが重要です。お互いの立場を理解し、それぞれの主体が自主的に機能を果たしていくことが求められます。

目的の共有

協働はあくまでも目的を達成するための一つの手段です。その共通の目的は何か、何のために協働するのか、最終的な目的を共有することが重要です。

④協働により期待される効果

今後ますます複雑化・高度化する課題に対し、多様な主体がお互いの持つ強みを補完し合うことで、より効果的な解決が期待できます。

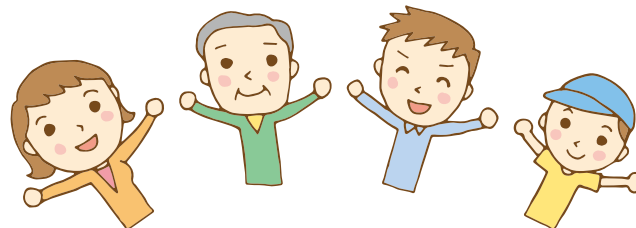
また、次のような効果が生まれることも期待されます。

社会参加の
きっかけになる

まちづくりへの
理解が深まる

それぞれの主体が
より活性化する

新しい価値の創出

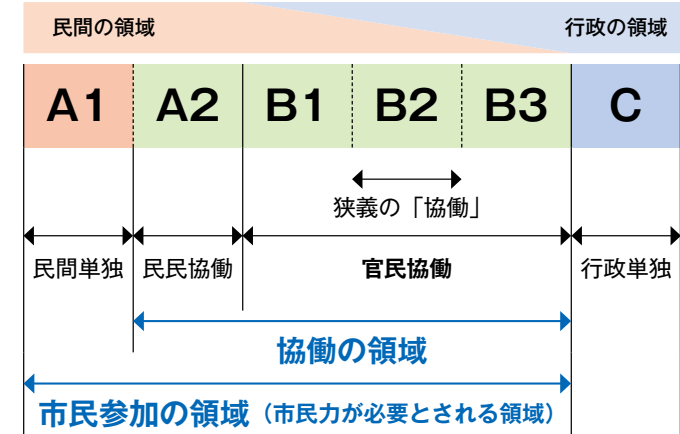


⑤協働の領域

下の図は、民間の主体が単独で行う活動の領域から、行政が主体的に活動する領域までを表したものです。

ニーズに応えたり課題を解決したりするうえで、協働に向く場合と向かない場合があるので、その事業にふさわしい領域で活動することが大切です。

行政活動と民間活動の関係図



A1・A2

民間だけの活動領域。

この領域には民間の主体が単独で行う活動（A1）と、民間の多様な主体同士が連携して取り組む「民間協働」の活動（A2）があります。

B1・B2・B3

官民協働の領域。

主体の関わり方（役割分担の大小等）によって、B1からB3までの三つのタイプにわけられます。

B1：民間が主体となる協働

B2：民間・行政ともに主体となる協働

B3：行政が主体となる協働

C

行政が単独で責任を持って行う領域。